

恒例企画

2024年6月第1四半期・ 9月第2四半期(中間期) 決算関連資料一覧

公認会計士
阿部 光成

本稿は、2024年6月第1四半期決算および2024年9月第2四半期(中間期)に係る主な会計処理・監査関係の関連資料を一覧形式でまとめたものである。令和5(2023)年11月29日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(法律79号)が公布されており、2024年4月1日以後に開始する四半期から金融商品取引法上の四半期報告書(第1・第3四半期)が廃止され、半期報告書の提出が義務づけられるとともに、四半期開示については、原則として、東京証券取引所の規則に基づく四半期決算短信に一本化されている。半期報告書では、中間連結財務諸表または中間個別財務諸表が開示されることになる。

本稿は、決算期変更などの特段の状況にはない2025年3月期決算会社の第1四半期決算(2024年4月1日から2024年6月30日まで)および第2四半期決算(2024年4月1日から2024年9月30日までの半期報告書の期間)を想

定している。また、四半期報告書を提出していた上場会社を想定していることから、第一種中間連結財務諸表または第一種中間財務諸表に関して記載している。ただし、国際会計基準および「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」は本表に含めていない。

表中の公開草案は、本稿の執筆時点(2024年5月31日)においてのものであり、今後の確定に留意していただきたい。

実務の便宜のため、関連資料に関して本誌で解説された掲載号をあわせて示している^(注)。

文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

[表中記号の説明]

1Q : 第1四半期に関連する事項

2Q : 第2四半期(中間期)に関連する事項

(注) 関連資料の本誌で解説された掲載号の年表記について、西暦下2桁で表している(例: 24.6.20(No.1713)→2024年6月20日号)。

主な決算関連資料一覧

	主な内容	適用時期	関連資料
<第1四半期決算短信関係>			
第1四半期決算短信 1Q	<p>「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律79号)の施行により、四半期報告書(第1・第3四半期)が四半期決算短信に「一本化」される。東京証券取引所においては、金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しを受けて、次のように有価証券上場制度を見直している。</p> <p>① 有価証券上場規程等に定める四半期財務諸表等について、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準12号)および財務諸表等規則を適用するほか、有価証券上場規程等に定める注記事項等の一部の省略を認め、「適正表示の枠組み」または「準拠性の枠組み」のいずれかを適用して四半期財務諸表等を作成する。</p> <p>② 四半期財務諸表等に対する期中レビューについては、原則として任意とする。</p> <p>③ 期中レビューを行う場合は、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行い、企業会計審議会および日本公認会計士協会の実務の指針に基づく期中レビューを求める。</p> <p>東京証券取引所のホームページにおいて、金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関するFAQが公表されている(「第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対して期中レビューを受ける場合、開示タイミングや開示方法はどのようにすればよいでしょうか」など)。</p> <p>【サマリー情報】</p> <p>① 「レビューの有無」を記載する(義務のレビューと任意のレビューを区別)。</p>	<p>① 2024年4月1日から施行する。</p> <p>② 四半期決算短信の取扱いに関しては、施行日以後に開始する四半期会計期間を含む四半期累計期間または中間会計期間から適用する。</p>	<p>① 四半期開示の見直しに関する実務の方針(2023年11月22日、東京証券取引所) →本誌24.2.1(No.1700)解説</p> <p>② 金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について(2024年3月28日、東京証券取引所) →本誌24.6.1(No.1711)解説</p> <p>③ 決算短信・四半期決算短信作成要領等(2024年4月版、東京証</p>